

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（中低濃度タンク（G4 北エリア、G5 エリア）の設置）に係る面談

2. 日時：令和3年10月18日（月）16時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、知見主任安全審査官、新井安全審査官、

高松専門職、横山係長、高木係長、久川係員

検査グループ 専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（中低濃度タンク（G4 北エリア、G5 エリア）の設置）について、令和3年10月14日付けで受理した実施計画の変更認可申請の一部補正（以下「本補正申請」という。）に関して、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 本補正申請の内容について
  - 検査の確認事項について
  - 多核種除去設備の確認試験（ホット試験）実施に伴う実施計画の変更について
    - ✓ 令和3年10月14日付けで申請を取り下げた実施計画の変更認可申請（多核種除去設備の本格運転）の内容については、本補正申請において記載の適正化として実施計画の変更を行う。
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、
  - 汚染水貯蔵量（現在の状況）について、本補正申請と今回の説明資料の内容が整合していないことから、正確な情報を記載すること。
  - 現行の実施計画における敷地境界上の直接線・スカイシャイン線の最大線量評価点がNo. 71であることを踏まえると、本補正申請で示している最大線量評価点（No. 70）の正確性が疑わしいことから、実態と記載内容を整理した上で、速やかに再補正申請を行うこと。等を求めた。
- 東京電力から、上記のコメント等に対して、事実関係を確認の上、至急再補正申請を行う旨回答があった。

6. その他

資料：

- G4 北・G5 エリアタンク新設について
- 多核種除去設備の確認試験（ホット試験）実施に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料